

平成 18年 4月 27日

千葉県知事 堂本 暁子 様
千葉市長 鶴岡 啓一 様

J F E スチール株式会社
代表取締役社長 馬田 一

改善対策の実施状況報告

平成 17年 2月 17日、及び平成 17年 3月 9日付けにて、千葉県・千葉市殿にご報告申し上げた改善計画書に関して、平成 18年 4月時点での改善の進捗について、添付書類のとおり実施状況をご報告申し上げます。

今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

目次

- 1 . 千葉地区における環境管理体制の抜本的建直し
- 2 . 本社における指導體制の強化
- 3 . ダスト精錬炉及びその関連施設におけるシアン対策
- 4 . 排水溝におけるその他の基準超過対策の進捗
- 5 . 県民・市民の皆様への情報開示

平成 17 年 2 月 17 日、及び平成 17 年 3 月 9 日付けにて、千葉県・千葉市殿にご報告申し上げた改善計画書に関する改善実施状況についてご報告いたします。

平成 17 年 4 月 28 日、7 月 27 日、10 月 27 日、及び平成 18 年 1 月 31 日時点にて、改善実施状況についてご報告申し上げておりますので、それ以降の進捗を中心にご報告申し上げます。

1. 千葉地区における環境管理体制の抜本的建直し

環境管理部門の機能強化・幹部による指導の強化を中心とする体制の見直し、及び公害防止協定遵守への取組み等の活動につきましては、昨年 7 月 27 日に報告いたしました体制・活動を継続しておりますので、今回の報告は省略させていただきます。

(1) 環境マネジメントシステムの運用

今回の環境問題に関連し、東日本製鉄所(千葉地区)は、ISO14001(環境マネジメントシステム)の登録一時停止の通知を認証機関である日本検査キューエイ株式会社(JICQA)より受けておりました。

その後千葉地区では、抜本的な環境管理体制の立て直しをはかるとともに、製造部門の責任を明確にし、全社員の環境保全意識を改革してまいりました。

これらの活動が軌道にのったことから、平成 17 年 7 月 23 日、25 日及び 30 日に JICQA による再審査を受審し、平成 17 年 8 月 4 日付けにて ISO14001 の登録一時停止の解除通知をいただくことが出来ました。

平成 17 年 12 月 19 日～21 日には、千葉地区の全製造部門及び主要な間接部門を対象とした定期審査を JICQA にて実施いただき、活動の定着状況を確認いただきました。その結果、組織のトップまでの環境情報の共有化と組織的な対応が継続実施されている点を評価され、環境マネジメントシステムが適切に運用されているとの審査チームの判断をいただくことが出来ました。

本年も引き続き、環境マネジメントシステムを活用した環境保全への取組みを継続しており、次回の定期審査は、6 月を予定しています。

(2) 水質異常監視の強化と水質分析データの管理について

排水口・排水溝における異常の迅速把握のために、自動分析器の導入拡大

を実施いたしました。自動分析器は、短時間で結果が判明するため、異常の兆候を速やかに発見し、基準超過を未然防止する上で有効です。

平成17年5月27日に千葉県・千葉市殿に事前協議書を提出、8月2日には千葉県・千葉市殿の審議終了を経て着工し、平成18年1月23日、設置工事が終了しました。データ収集と精度の検証確認を実施するとともに自主管理値を設定し、異常の早期発見に活用しています。

(3) 公害防止管理者資格取得推進

千葉地区では、平成17年から3ヶ年計画でエンジニア全員に公害防止管理者の資格受験を義務付け、平成17年度は71名が合格しました。

受験結果を踏まえ、平成18年4月1日より千葉地区全12工場に公害防止管理資格者を配置しました。各工場での環境保全活動の推進担当者として実施すべき業務内容を環境管理マニュアルに定めるとともに、定期的な環境管理部との連絡会議(第1回 4月20日開催)により、環境関連情報を共有化するとともに各担当者の活動をフォローしていきます。

2. 本社における指導体制の強化

(1) 本社監査部による環境監査

監査部担当者に外部コンサルタントを加えた体制でスチール各事業所、及びグループ会社の監査を継続中です。本年3月22日にJFEスチール千葉地区への4回目の監査を実施し、前回指摘事項に対するフォロー状況を確認しました。千葉地区構内のグループ会社は千葉環境防災室同席の上、2月10日、3月10日、及び3月22日に管理体制の構築や保全状況について監査をしました。

管理レベル向上対応の結果、JFEスチール千葉地区の環境保全に関して一定の水準に到達したため、今後は管理体制の維持・運営に視点を移し、JFEスチール他地区と同様に年間2回程度の定期的な監査を実施します。また千葉地区構内のグループ会社については独立した別会社ではありますが、地区を構成する一員としてJFEスチールに準じた監査を継続します。次回の千葉地区監査は6月に千葉環境防災室と共同で構内グループ会社の監査を予定しています。

(2) 監査役による監査

昨年12月6日に、弊社監査役による監査を実施しました。

ダスト精錬炉への取組み内容を始め、環境保全への取組み活動について報告するとともに、ダスト精錬炉等の現地視察を実施しました。この場で、千葉地区の環境への取組みが、当初の予定通り順調に行われていることを確認しています。

(3) CSR (Corporate Social Responsibility) 会議の開催

平成 17 年 7 月より CSR 関連のテーマに関する最高意志決定機関として、社長を議長とする CSR 会議（事務局：CSR 室）を設置し、平成 18 年 4 月までに計 12 回 CSR 会議を開催致しました。平成 18 年 1 月以降は、安全・防災、環境、コンプライアンス、内部統制等の各部会の平成 17 年度活動報告と平成 18 年度活動計画等を主に審議致しました。

(4) 環境管理諮問委員会の設置

メンバーに、社外委員として下記の環境関係有識者を 2 名迎え入れ、活動を行っています。

松尾友矩氏（東洋大学学長）

寺島 泰氏（大阪産業大学人間環境学部教授）

これまでに、委員会を 3 回（昨年 5 月 24 日、10 月 25 日、本年 2 月 21 日）、現地視察を 2 回（昨年 8 月 31 日、本年 3 月 8 日）開催し、千葉地区環境問題への改善対策を主体に、弊社の環境への取組みについてご意見をいただいております。高アルカリ水対策およびシアン対策（主に土壌・地下水調査）については、社外委員からいただいた技術的なご意見も参考にしております。

(5) 公害防止管理者資格取得推進

弊社のエンジニア全員（対象者は約 1,800 人）に公害防止管理者の国家資格試験受験を義務付けています。

昨秋の国家試験では全社で 206 名が新たに大気、水質等の公害防止管理者の資格を取得しました。本年も 700 名程度の受験を計画していく予定です。

3. ダスト精錬炉及びその関連施設におけるシアン対策

(1) 西六号排水口におけるシアン対策

西六号排水口におけるシアンの基準超過の原因と改善計画については、『千葉市環境審議会環境保全推進計画部会 シアン対策専門委員会』にて、平成17年4月19日、5月9日、5月24日、6月1日の4回にわたりご指導、ご審議いただきました。ここでの審議結果を受けて、6月2日に千葉県・千葉市殿に事前協議書を提出し、8月8日に千葉県・千葉市殿の審議が終了しました。その後、水質汚濁防止法関連の届出を行い、8月22日に改善工事に着手いたしました。

計画した改善工事が全て終了したことを受けて、平成17年12月15日に『シアン対策専門委員会（第5回）』ならびに、平成17年12月26日に千葉県・千葉市殿に現地査察を実施していただきました。査察の結果、計画通りに改善が終了したことを確認いただき、地域住民の方への説明会を実施した後に、稼動することをご了解をいただきました。

その結果、平成17年12月27日の住民説明会を経て、本年1月5日に試験稼動を開始し、3月20日の『第6回シアン対策専門委員会』での試運転状況の評価・確認を経て、本格操業に入りました。

ダスト精錬炉及び関連施設ともに、安定した稼動を継続しています。シアン水処理施設の処理水中のシアン化合物濃度についても、シアン自動分析計と公定分析法により監視しておりますが、排出基準を満足し、問題の無いレベルで推移しています。

(2) ダスト精錬炉周辺の土壌・地下水の調査状況

シアン化合物によるダスト精錬炉周辺の土壌、及び地下水への影響について調査するために、ダスト精錬炉周辺の表層部の土壌と表層水のシアン化合物を分析しました。調査の結果、ダスト精錬炉周囲の土壌表層部と表層水でシアンが検出されました。

深度方向の汚染状況を把握するために、ボーリング調査を実施しました。その結果、土壌・地下水ともに、地表面より約7.8mの深さまで汚染が確認されました。また、ダスト精錬炉周辺の土質調査の結果より、深さ約15mの位置に不透水層が存在し、今回の汚染がこれよりも浅い範囲に限定出来ることが判明しました。

更に、ダスト精錬炉周辺を汚染したシアン化合物の西六号線排水口への排出経路を確認するため、周辺の地下構造物を調査しました。この結果、従来から判明していた雨水によるシアン化合物の排出経路以外に、地下に埋設されている地下水集水用のポーラス管による排出経路があることが判明しました。

ダスト精錬炉周辺の土壌・地下水の浄化を地下水の汲み上げにより実施する予定ですが、現在、データ収集用の試験揚水井を仮設して適正揚水量等を調査し、この揚水試験から得られたデータを基に土壌・地下水の浄化計画を作成しています。また、汚染範囲の外周部に観測井を設け、定期的にシアン化合物の濃度を確認する予定です。実施案をまとめ、千葉県・千葉市殿のご承認を得てから浄化に着手します。

(3) ダスト精錬炉より発生したスラジ類の仮置場等の土壌・地下水の調査状況

ダスト精錬炉より発生したシアン化合物含有スラジ類をリサイクル目的で一時的に仮置きしていたヤード、及びシアン化合物を含有した排水の流路となっていた素堀側溝について、土壌表層部と表層水を調査した結果、調査範囲の一部にシアン化合物による汚染があることが判明しました。

固化ヤード及び素堀り側溝に関しては、シアン化合物含有スラジ類仮置場周囲の汚染範囲特定および汚染源の詳細調査等を継続中です。また、汚染範囲が既に特定できている原料ヤード内仮置場からの排水には、汚染が無いことを確認しました。更に、ダスト精錬炉から発生したホットサイクロンダストについても、原料ヤードまでの搬送経路および原料ヤード内での保管場所について、汚染の有無を追加調査する計画です。調査は、千葉県・千葉市殿のご指導をいただきながら継続し、汚染範囲を特定します。その後、土壌・地下水の浄化・監視を検討・実施します。

(4) 西七号排水口での基準値超過について

西七号排水口でのシアンの基準値超過の対策につきましては、原因となったダスト精錬炉発生スラジのヤード置きを中止し、スラジを造粒化し焼結工場に直接投入する設備を設置いたしました。

本改造計画に関しても、シアン対策専門委員会でご了解をいただき、その後平成17年6月21日に千葉県・千葉市殿に事前協議書を提出し、平成17年8月19日に審議が終了し、改善工事に着手いたしました。

平成17年12月に改善工事が終了し、ダスト精錬炉本体とともに、シアン対策専門委員会、及び千葉県・千葉市殿に現地をご確認いただき、平成18年1月5日に試験稼働を開始し、3月20日には『第6回シアン対策専門委員会』での試運転状況の評価・確認を経て、本格操業に入りました。

なお一部造粒物については、屋内仮置場にて解砕を実施し焼結工場へ搬入しています。今後とも、最適造粒条件などの操業条件を改善・確立し、焼結工場にて

リサイクルしていきます。

4 . 排水溝におけるその他の基準超過対策の進捗

資料 1 にて、排水溝におけるその他の基準超過項目についての原因と対策、及び現在の進捗を報告いたします。

5 . 県民・市民の皆様への情報開示

弊社ホームページにて、県民・市民の皆様へ、弊社東日本製鉄所（千葉地区）の水質管理に関するデータを当初平成 17 年 3 月分より毎月公開中です。

また、シアン対策専門委員会に提出いたしました調査報告書や改善計画書等についても、同様にホームページに公開しています。

一方、平成 17 年 6 月 15 日には、地域の方々（具体的には近隣 26 町会の代表者）に対して、一連の環境問題を説明し、現地をご視察いただきました。同年 9 月 3 日には、近隣の方に再度現地をご視察いただき、ダスト精錬炉及びシアン水処理設備など関連施設に関する改善工事の進捗状況等についてご確認いただきました。

改善工事が完了した平成 17 年 12 月 27 日にも、シアン対策専門委員会及び千葉県・千葉市殿のご指導のもと、地域の方々に対して改善工事の実施内容について説明会を開催し、合わせて現地をご確認いただきました。

現在、ダスト精錬炉及び関連施設は順調に稼動しておりますが、この改善結果状況を確認していただくため、再度地域の方々に対して説明会を開催するべく準備を行っております。